

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 M U S K A N

三 代表者の氏名

永田 栄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市幸町二丁目十七番一号パークホームズ川口幸町センターステージ

一百十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、各自が当事者意識を持ち、ネパールの人々に対し、情報技術を活用して、ネパールの各地域の活性化に直接または間接に寄与する事業を行い、もって、ネパールの人々をはじめとした関わるすべての方の自立・自律意識の活性化を増進させることを目的とする。